

30川監公第 5号

平成30年6月25日

定期（工事）監査の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成29年10月25日付け29川監公第7号で公表した定期（工事）監査の結果の報告に基づき、川崎市長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員	寺岡章二
同	植村京子
同	花輪孝一
同	山田益男

30川総行革第83号

平成30年4月27日

川崎市監査委員 寺岡 章二 様

同 植村 京子 様

同 花輪 孝一 様

同 山田 益男 様

川崎市長 福田 紀彦

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成29年10月25日付け29川監報第6号で報告の提出がありました定期監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成29年度第1回定期（工事）監査の結果に対する措置状況

1 積算資料を十分確認し積算を行うべきもの

[指摘の要旨]

浅田地区ほか下水枝線第110号工事ほか3件の工事は、下水道管きよの耐震対策や老朽化対策等のため布設替・新設を行うものである。管きよの布設に当たっては、沿道家屋に影響を及ぼす恐れがあることから家屋調査費を計上している。

家屋調査費の積算については、「設計積算基準（管きよ編）」に記載があるものの具体的な計上項目等は明記されておらず、実際の計上には「設計積算参考資料（計画・調査編）」（以下「参考資料」という。）を用いて算定を行っていた。

参考資料には、家屋調査費の積算に必要な項目として「打合せ協議」、「現地踏査」及び「事前調査」が明記されているが、本工事の設計では「事前調査」のみを計上し、本来計上すべき「打合せ協議」及び「現地踏査」が計上されていなかった。

家屋調査費の積算に当たっては、設計積算基準等を十分に確認し適切な設計を行われたい。

なお、家屋調査費の計上項目については、既に関係職員への周知が図られていることを確認している。

[措置内容]

指摘事項については、監査結果報告の受領前の平成29年5月2日に設計担当者会議を開催し、家屋調査費の積算にあたり必要な項目の計上漏れがないよう関係職員へ周知するとともに、積算基準を改定し、同年7月19日に説明会を開催して再度関係職員への周知徹底を図りました。

今後は、家屋調査費の積算において、積算資料を十分に確認し、積算を行うよう努めます。

（工事番号23、27、28、35）（上下水道局下水道部下水道管路課、同施設

課)

2 下水圧送管の水圧試験方法等を明確にすべきもの

[指摘の要旨]

本工事は、麻生水処理センターと等々力水処理センターを結ぶ下水圧送管を地震対策の一環として二条化するため、麻生区上麻生7丁目地内に下水圧送管1,000mを新たに布設する工事で、管種は耐圧性に優れたダクティル鑄鉄管を用いていた。

「下水道工事標準仕様書（管路編）」（以下「仕様書」という。）によると、鑄鉄管を布設する場合は配管完了後に所定の圧力を保持する水圧試験を行うこととなっているが、具体的な試験方法や試験に用いる圧力の設定方法（以下「試験方法等」という。）については記載されていない。

ダクティル鑄鉄管を用いた下水圧送管における水圧試験の試験方法等については、国や仕様書の適用すべき諸基準においても定められておらず、各自治体等で定める必要がある。しかし、本市では特段の定めが無く、「下水道圧送管路の水圧試験要領書（ダクティル管路編）」（下水道圧送管路研究会編 以下「要領書」という。）を用いることを関係職員の共通認識として運用しているところ、本工事は水圧試験では、試験方法は要領書に基づいていたものの、試験に用いる圧力は要領書に基づかず独自に設定していた。

本市では水圧試験の試験方法等が明確に定められておらず、それが工事ごとの独自の判断による不適切な試験圧力の設定につながり耐圧性が確保されなくなる可能性がある。

今後も同種工事が予定されていることから、本市における水圧試験の試験方法等を早急に定めて関係職員に周知するとともに、監督員及び施工業者への周知も徹底できるよう仕様書への記載について検討されたい。

なお、事実判明後の検証により、本工事に於ける下水圧送管の耐圧性に問題ないことが確認されている。

[措置内容]

指摘事項については、統一した試験方法及び試験水圧等を関係所属長あてに平成29年12月8日付で通知し、関係職員に周知徹底するとともに、同年12月13日に設計担当者会議を開催し、特記仕様書へ記載して施工業者にも周知するよう、関係職員へ周知徹底を図りました。

今後は、統一した下水圧送管の水圧試験方法等を遵守するよう努めます。

(工事番号31)(上下水道局下水道部下水道管路課、中部下水道事務所工事課)

3 その他改善を要するもの

ア 定められた方法により設計単価を決定すべきもの

[指摘の要旨]

給水管維持工事の設計単価の決定にあたり、単価の一部において水道工事標準積算基準書に基づき3社以上の見積りを徴取すべきところ、前年度同様の積算内容から2社見積りによって決定していた事例

[措置内容]

指摘事項については、平成29年11月22日に積算担当者を対象とした勉強会を開催し、水道工事標準積算基準書の規定に則り設計単価を決定すべきことを確認するとともに、平成30年1月19日付で通知し、関係職員へ周知徹底を図りました。

今後は定められた方法で設計単価を決定するように努めます。

(工事番号1、3、4)(上下水道局水道部第1配水工事事務所、同第2配水工事事務所、同第3配水工事事務所)

イ 緊急工事の際の手續及び適用範囲を十分に確認すべきもの

[指摘の要旨]

洗浄水送水管漏水等に対応する工事において、「川崎市上下水道局緊急工事取扱要綱」（以下「要綱」という。）への認識が不足していたため、所定の手続を経ずに工事着手を指示するとともに、工事の一部において要綱適用の是非の確認が不十分だった事例

[措置内容]

指摘事項については、要綱を十分に確認して事務手続等を行うよう中部下水道事務所管理課職員を対象に平成 29 年 12 月 6 日に説明会を開催し、また同年 12 月 27 日付関係所属長あての通知により周知徹底しました。

今後は、緊急工事の際の手続及び適用範囲を十分に確認するよう努めます。

（工事番号 4 1）（上下水道局中部下水道事務所管理課）